

申し込み方法及び研修の注意事項

【本研修について】

- ・本研修は、整備管理者の資格を定めた道路運送車両法施行規則第 31 条の 4 第 1 号にある「整備管理者選任前研修」ではありませんのでご注意ください。

【申し込みについて】

今年度の研修は事前申し込みによる実施とさせていただきます。

四国運輸局ホームページ内の申し込み欄にある電子メールアドレスあてに、令和5年12月28日（木）までに必ずお申し込みください。

- ・申し込み期間内であっても既定の受講申込者数に達した場合は受講申込できないことがあります。
- ・希望の日時にそえない場合には、あらためてこちらから連絡致します。
- ・申し込み後、受講できなくなった場合は、事前に愛媛運輸支局 検査・整備・保安部門（電話：089-956-1561）へ連絡をお願いします。

【受講対象者について】

- ・令和4年度に「整備管理者選任後研修」を受講している整備管理者、既に解任されている整備管理者（研修当日までに解任することが確定している整備管理者を含む。）及び整備管理者補助者は研修を受講する必要はありません。
- ・令和5年4月1日以降に新たに選任された整備管理者については、令和7年3月31日までに1回目の「整備管理者選任後研修」を受講していただければ差し支えありません。

【当日の会場について】

- ・感染症対策のため研修会場は換気を行わさせていただきます実施する場合がございますので、体温調節できる防寒具等持参していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。